

TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



「子ども・子育て支援法」の改正で、子育て世帯を対象とした支援が拡充。児童手当が高校卒業まで支給されるようになった他、2025年度からは「出生時育児休業給付金」や「育児時短就業給付」なども始まる。

改正「子ども・子育て支援法」 を活かすライフプランニング

子育て世帯への経済的なサポートと、共働き・共育を柱とした「子ども・子育て支援法」等の一部が改正されました。子育て世帯に直接関わる制度を中心に、ライフステージへの影響と活用法を見ていきましょう。

出産費用は 実質ゼロ円時代へ

出産費用の全国平均は、約48万円ですが（2022年度、厚生労働省保険局）、妊娠中は「妊婦健康診査の助成」があり、さらに「妊婦のための支援給付」として5万円、「伴走型相談支援」として出産届出時に子ども1人あたり5万円が給付されます。また、健康保険からも子ども1人あたり50万円の「出産育児一時金」が支払われるため、合計60万円を受け取ることができます。出産に関わる費用は、公的サポートで賄える時代に入ったといえそうです。

共働き&共育で世帯の 子育てサポート

働く女性が出産で仕事を休む場合、出産予定日の6週間前から産後8週の間、休んだ日数に応じて、健康保険から給料1日分の3分の2相当額の「出産手当金」を受け取ることができます（公務員は給与の全額）。また、子どもが生まれた直後から男性も育児に参加できるように、産後8週間以内に最大4週間の育児休業（育休）が取れる「産後パバ育休」があります。

育休は、子どもが1歳の誕生日を迎える前日まで取得することができます（保育園に入れない場合は最長2歳）。その間、雇用保険から「育児休業給付金」として、当初半年間は賃金1日分の67%、半年経過後は50%が受け取れます（公務員も同じ）。産後、女性の約80%は育休を取得しますが、男性の取得率は17%と女性の4分の1



株式会社 Cras 代表取締役/
ファイナンシャル・プランナー

前野 彩

【まえの・あや】

元中学校・高校の養護教諭。自らのお金の無知を痛感し2001年にFPに転身。金融商品の販売を一切行わない独立系FPとして、お金の安心と可能性を実感できる有料個人相談を行う。講演やテレビでも活躍中。著書は「本気で家計を変えたいあなたへ（第5版）」（日本経済新聞出版）ほか。

以下です。そこで国は、2030年までに男性の2週間以上の育休取得率を85%に引き上げることが目標に、2025年度から「出生時育児休業給付金」をスタートさせます。

出生時育児休業給付金とは、子どもが生まれてから男性は8週間以内、女性は16週間以内に、それぞれ14日以上育児休業を取得すると、最大28日間の給付率を13%上乗せする制度です。通常の給付率と合計すると賃金の80%になるため、働いている間の手取り収入と同額の給付が補償されることとなります。共働き・共育に向けて、収入面での後押しをする制度といえるでしょう。また、テレワークやフレックスタイム制などの柔軟な働きかたを選択できる改正も行われました。

2025年度からは、2歳未満の子どもがいて時短勤務を選択する人に向けて、時短勤務時の賃金の10%が給付される「育児



執筆者の本

『教育費の不安にこたえる本』

前野 彩 著

[日経BP、2024年9月、
1,870円]

時短就業給付」が始まります。保育料は、前年の住民税（市区町村住民税）の夫婦の所得割合計額によって決まりますが、育児時短就業給付は非課税ですから、受け取っても住民税の負担は増えません。保育料負担の軽減に役立ちますね。

国立大学の準備は、 児童手当で完了

児童手当は2024年10月に改正され、所得制限がなくなり、高校卒業まで支給されるようになります。金額は、0〜2歳は月額1・5万円、3〜18歳の年度末までは1万円です。この児童手当をすべて貯蓄すると、約240万円になります（4月生まれ246万円〜3月生まれ235万円）。国公立大学4年間の学費は入学金を含めて約243万円、私立大学文系で約443万円、理系なら約573万円ですから、児童手当を全部貯めると、国公立大学の学費が賄えるから安心ですね。

また、22歳の年度末までの子どもが3人以上いる場合、第3子以降の給付額は月額3万円です。仮に2学年差の3人きょうだいなら、総額で1100万円以上貯まります。児童手当の総額を3で割った金額を1人あたりの大学費用と考えましょう。なお、児童手当が高校卒業まで支給されるようになったことに伴い、2026年か

らの扶養控除（扶養人数に応じて受けられる税金の割引制度）は減少します。今後の税制改正の動きにも注目しておきましょう。

無償化が広がる教育費に アンテナを

幼稚園は満3歳になったら、保育園は3歳になった後に迎える4月からの利用料が無償化されています。さらに、2026年度からは「こども誰でも通園制度」という保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが、時間単位で利用できる制度も全国で始まります。

また、高校や大学も無償化が広がっています。住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯の子どもの大学無償化（「授業料等の減額免除・給付型奨学金」）に加えて、世帯年収約600万円未満を対象に、子どもが3人以上いる世帯や、私立大学の理工農学部に進学する学生を対象とした支援が始まっています。さらに2025年度からは子どもを3人以上扶養している場合は、所得制限なく大学授業料等が2人分以下になる制度も始まります。

その他、自治体によっては、保育園の2人目からの無償化や都道府県独自の高校無償化支援策、さらに小学生や中学生への塾代支援などもあります。

変化のスピードが早い子育て政策は、自治

体情報にもアンテナを張っておきましょう。

ライフスタイルに合わせた サポート拡大

子どもの病気やケガの通院で仕事を休む時に使える「子の看護等休暇」が小学3年生修了まで延長されました。1年度に最大5日間（子どもが2人以上の場合は10日間）取得でき、病気の時はもちろん、インフルエンザ等による学級閉鎖や入学式・卒園式等にも使えるようになったため、共働き世帯で利用しやすくなりました。

その他、ひとり親世帯へのサポートも児童扶養手当の所得制限が緩和され、今まで給付額が少なかった第3子の金額が第2子と同額に引き上げられ、手厚くなりました。ひとり親や子どもが多い家庭では、教育費の不安を抱えがちですが、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯、あるいは多子世帯だからこそ、無償化など教育費の手厚いサポートの対象となる可能性があります。プラス発想してみませんか。

「子どもの将来のためにできるだけのことをしてあげたい。でも、今の家計や老後が不安」と、ご相談にいらっしやる方は多いのですが、今は、子育てや教育費のサポートが充実している時代です。制度を味方につけて、不安を減らしましょう。

【図】子育て世帯への主なサポート

「★」がついているものは2025年度以降の改正

